

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正及び廃止について
藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

2024年（令和6年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 一部を改正する等の規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、施設等を使用するにあたっての団体登録、使用許可及び利用料金の還付の取扱いを変更するため、所要の改正をする必要による。また、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年12月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する等の規則
(藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(団体の登録手続等)

第5条 条例第4条第2項に規定する団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則(令和6年藤沢市規則第○号)の例により手続を行うものとする。

2 団体登録に係る通知は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

3 次に掲げるものは、条例第4条第2項に規定する団体登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とみなす。

(1) 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号)第7条第2項に規定する特別利用ができるもの

(2) 藤沢市都市公園条例(昭和35年藤沢市条例第8号)第11条第3項の登録を受けたもの

(3) 藤沢市スポーツ広場条例(平成22年藤沢市条例第34号)第5条第2項の団体登録をうけたもの

4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

- 5 登録団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

第6条第1項中「前条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）又は同条第5項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされる」を「登録団体又は前条第3項に規定する登録団体としてみなした」に、「当該各号に定める方法により指定管理者に申請」を「、当該各号に定める手続を」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 施設等を団体で使用しようとする場合 施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請する。

第6条第2項中「する方法」を削り、「藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則（昭和59年藤沢市規則第21号）第2条第2項の規定に基づき教育委員会の使用の許可を受けた」を「藤沢市都市公園条例第11条第2項の規定により使用の許可を受けた同条例別表第2に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条第2項前段の規定により、施設等を使用しようとする日の属する月の間に使用の申請をする場合はこの限りではない。

第7条第1項中「施設等使用許可申請書の提出」を「申請」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する申請は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。この場合において、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から施設等を使用しようとする日の属する月の前月の末日までに申請することができる施設等の使用許可区分の数は、1月につき6（前条第1項第1号の規定による申請により許可を受けた施設等の使用許可区分又は使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を減じた数）以内とする。

第8条から第11条までを次のように改める。

(使用の許可)

第8条 条例第4条第1項の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則第6条第2項の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

- (1) 第6条第1項第1号の規定による申請が施設等の1使用区分について1のみである場合 当該申請をした登録団体等
- (2) 第6条第1項第1号の規定による申請が施設等の1使用許可区分について2以上である場合 抽選により決定した登録団体等
- (3) 前条第1項の規定による申請の場合 最初に申請した登録団体等

2 前項第2号の抽選の方法は、別に定める。

3 指定管理者は、第6条第1項第2号及び第3号の規定による購入があったときは、施設利用券の発行をもって施設の使用を許可するものとする。

(使用申請手続の特例)

第9条 指定管理者は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第6条第1項第1号に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、公共的体育関係団体に使用に係る申請をさせ、その使用の許可を決定することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により条例第4条第1項の施設等の使用の許可を決定したときは、施設使用許可書により申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第10条 条例第4条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、次の各号に定めるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたもの 同規則第7条の規定により行う。

(2) 前条第2項の規定により通知を受けたもの 施設等使用取りやめ届に前条第2項の施設使用許可書を添えて、指定管理者に提出する。

(使用内容の変更申請手続等)

第11条 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、第6条第2項本文の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設等の使用内容を変更しようとするときは、藤沢市公共施設の利用手続に関する規則第8条本文の規定により申請し、決定を受けるものとする。

2 第9条第2項の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設等の使用内容を変更しようとするときは、指定管理者は、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第12条から第16条までを削る。

第17条を第12条とする。

第18条第3項中「施設等利用料金減免申請書」を「減免申請書」に改め、同条第4項中「申請書による」を「規定による」に改め、同条第5項中「施設等利用料金減免等決定通知証」を「減免決定通知書」に改め、同条を第13条とする。

第19条第1項各号を次のように改める。

(1) 施設等を使用しなかった場合 全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

第19条第2項を次のように改める。

2 条例第8条第1項ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

第19条第3項を削り、同条を第14条とし、第20条を第15条とする。

第21条第1項を次のように改める。

条例第11条第1項の供用時間外の時間に係る施設等の使用の許可を受けようとするものは、使用しようとする日の7日（当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。）前までに、指定管理者に申請しなければならない。ただし、市長が認めるものについてはこの限りではない。

第 2 1 条第 2 項中「より施設等供用時間外使用許可申請書が提出された」を「よる申請があった」に、「施設等供用時間外使用許可決定通知書により」を「その旨を」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 2 2 条を第 1 7 条とし、第 2 3 条を第 1 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(雑則)

第 1 9 条 第 5 条の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においてはこれらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

別記様式中「(第 1 7 条関係)」を「(第 1 2 条関係)」に改める。

(藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の廃止)

第 2 条 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則中第 1 条の規定は令和 7 年 1 月 6 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の規定により登録団体として登録されていた団体は、令和 7 年 3 月 3 1 日で既納の利用料金の還付手続以外の効力を失う。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（団体の登録手続等）</u></p> <p>第5条 <u>条例第4条第2項に規定する団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第〇号）の例により手続を行うものとする。</u></p> <hr/> <p>2 <u>団体登録に係る通知は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。</u></p> <hr/> <p>3 <u>次に掲げるものは、条例第4条第2項に規定する団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とみなす。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) <u>藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第7条第2項に規定する特別利用ができるもの</u></p> <p>(2) <u>藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）第11条第3項の登録を受けたもの</u></p>	<p><u>（団体の登録手続等）</u></p> <p>第5条 <u>条例第4条第2項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第3号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めるときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から10日（当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。）以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。</u></p>

(3) 藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）第5条第2項の団体登録をうけたもの

4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

5 録団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

（使用許可の申請手続等）

第6条 条例第4条第1項の許可を受けようとするもの（同項に規定する施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を団体で使用しようとするものにあつては、登録団体又は前条第3項に規定する登録断団体としてみなした

_____団体（以下これらを「登録団体等」という。）に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を_____しなければならない。

4 登録証の有効期間は、当該登録証が交付された日から3年とする。

5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号。次条第1項第1号において「市民利用規則」という。）第8条第3項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体、藤沢市有料公園施設等使用規則（平成9年藤沢市規則第37号）第5条第3項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体及び藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年教育委員会規則第3号）第5条第3項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体は、第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。

（使用許可の申請手続等）

第6条 条例第4条第1項の許可を受けようとするもの（同項に規定する施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を団体で使用しようとするものにあつては、前条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）又は同条第5項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされる団体（以下これらを「登録団体等」という。）に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により指定管理者に申請しなければならない。

(1) 施設等を団体で使用しようとする場合 施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請する。

(2)・(3) (略)

2 第1項第1号の規定 により申請することができる施設の使用許可区分（施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。）の数は、1月につき6（使用しようとする月において藤沢市都市公園条例第11条第2項の規定により使用の許可を受けた同条例別表第2に規定する

 秋葉台文化体育館の使用許可区分（以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。）があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数）以内とする。ただし、第7条第2項前段の規定により、施設等を使用しようとする日の属する月の間に使用の申請をする場合はこの限りではな

(1) 施設等を団体で使用しようとする場合 施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日（その日が休館日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。）から同月の末日（その日が休館日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。）までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証（以下「市民利用団体登録証」という。）又は藤沢市有料公園施設等使用規則第5条第3項の規定により交付された有料公園施設等使用団体登録証（以下「有料公園施設等使用団体登録証」という。）を添えて、指定管理者に提出する。

(2)・(3) (略)

2 第1項第1号の規定する方法により申請することができる施設の使用許可区分（施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。）の数は、1月につき6（使用しようとする月において藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則（昭和59年藤沢市規則第21号）第2条第2項の規定に基づき教育委員会の使用の許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分（以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。）があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数）以内とする。

い。

第7条 指定管理者は、前条第1項第1号の申請 _____ 期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

2 前項に規定する申請は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。

この場合において、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から施設等を使用しようとする日の属する月の前月の末日までに申請することができる施設等の使用許可区分の数は、1月につき6（前条第1項第1号の規定による申請により許可を受けた施設等の使用許可区分又は使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を減じた数）以内とする。

（使用の許可）

第8条 条例第4条第1項の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則第6条第2項の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号の規定による申請が施設等の1使用区分について

第7条 指定管理者は、前条第1項第1号の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき6（前条第1項第1号の規定により提出した施設等使用許可申請書により施設の使用許可区分について第9条の規定による使用の許可を受けているもの又は許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を6から減じた数）以内とする。

第8条 指定管理者は、前条第2項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

1のみである場合 当該申請をした登録団体等

(2) 第6条第1項第1号の規定による申請が施設等の1使用許可区分について2以上である場合 抽選により決定した登録団体等

(3) 前条第1項の規定による申請の場合 最初に申請した登録団体等

2 前項第2号の抽選の方法は、別に定める。

3 指定管理者は、第6条第1項第2号及び第3号の規定による購入があったときは、施設利用券の発行をもって施設の使用を許可するものとする。

(使用申請手続の特例)

第9条 指定管理者は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第6条第1項第1号に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、公共的体育関係団体に使用に係る申請をさせ、その使用の許可を決定することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設使用許可書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その翌日）から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 指定管理者は、第6条第1項第1号の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。

2 指定管理者は、第6条第1項第1号の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区

分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。

3 前項の抽選の方法は、別に定める藤沢市スポーツ施設使用手続き等要綱により行うものとする。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の規定により施設の使用許可区分に係る使用の許可を決定したときは、当該登録団体等が施設等を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の14日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに施設等使用許可決定通知書により当該登録団体等に通知するものとする。

5 指定管理者は、第6条第1項第2号に規定する方法による申請があったときは、施設利用券の発行をもって施設の使用を許可するものとする。

6 指定管理者は、第7条第2項又は前条第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めた登録団体等に対しては、施設等使用許可決定通知書により通知するものとする。

（使用申請手続の特例）

第10条 指定管理者は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第6条第1項第1号に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、それらのものから施設等使用許可申請書の提出を受け、その使用の許可を決定することができ

（使用の取りやめの届出）

第10条 条例第4条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、次の各号に定めるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたもの 同規則第7条の規定により行う。

(2) 前条第2項の規定により通知を受けたもの 施設等使用取りやめ届に前条第2項の施設使用許可書を添えて、指定管理者に提出する。

(使用内容の変更申請手続等)

第11条 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、第6条第2項本文の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設等の使用内容を変更しようとするときは、同規則第8条本文の規定により申請し、決定を受けるものとする。

2 第9条第2項の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設等の使用内容を変更しようとするときは、指定管理者は、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

る。

2 指定管理者は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設等使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第11条 第9条第3項若しくは第6項又は前条第2項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、速やかに施設等使用取りやめ届に第9条第4項若しくは第6項又は前条第2項に規定する施設等使用許可決定通知書（以下単に「施設等使用許可決定通知書」という。）又は第21条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用内容の変更申請手続等)

第12条 使用者は、その許可を受けた施設等の使用内容（使用する日及び時間を除く。）を変更しようとするときは、当該許可を受けた施設等の使用日までに施設等使用許可内容変更申請書に施設等使用許可決定通知書又は第21条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（団体登録の更新手続等）

第13条 登録団体は、その登録証の有効期間の満了後も引き続き施設等使用団体としての登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の1月前までに教育委員会に団体登録更新申請書に登録証を添えて、提出しなければならない。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書が提出された場合について準用する。

（団体登録事項の変更等）

第14条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、速やかに団体登録事項変更届に登録証を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第4条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、速やかに登録団体解散届に登録証を添えて、教育委員会に届け出

なければならない。

(団体登録の取消し)

第15条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障がある団体であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録団体としての登録を取り消したときは、団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録団体は、団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

4 教育委員会は、第1項に規定する団体登録の取消しをした場合において、その旨を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第1項の規定により登録団体としての登録を取り消した場合において、当該取消を決定した日以後に当該登録団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分及び附属設備に係る使用の許可を取り消すことができる。

6 指定管理者は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。

(附属設備の利用料金の納付時期)

(回数券)

第12条 (略)

(利用料金の減免手続等)

第13条 (略)

2 (略)

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の規定による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第4条第1号ただし書アからカに規定する者であるときは当該者は前項の規定による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、減免決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭

第16条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める時は、使用の許可を受けた施設の使用許可区分の開始時間前までとする。

(回数券)

第17条 (略)

(利用料金の減免手続等)

第18条 (略)

2 (略)

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第4条第1号ただし書アからカに規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭

によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

第14条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 施設等を使用しなかった場合 全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

2 条例第8条第1項ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額

(2) 使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額

(3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額

(4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7割に相当する額（ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額）

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した

(特別な設備等の承認手続)

第15条 (略)

2 (略)

(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)

第16条 条例第11条第1項の供用時間外の時間に係る施設等の使用の許可を受けようとするものは、使用しようとする日の7日(当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。)前までに、指定管理者に申請しなければならない。ただし、市長が認めるものについてはこの限りではない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった

事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(特別な設備等の承認手続)

第20条 (略)

2 (略)

(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)

第21条 条例第11条第1項の供用時間外の時間に係る施設等の使用の許可を受けようとするものは、当該許可を受けようとするものが次の各号のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める時までには施設等供用時間外使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該許可を受けようとするものが使用者であるときは、当該申請書に施設等使用許可決定通知書を添えなければならない。

(1) 使用者以外のもので施設等を使用しようとするもの 第6条第1項第1号、第7条第2項又は第8条第2項の規定により、施設等使用許可申請書を指定管理者に提出する時

(2) 使用者 使用の許可を受けようとする供用時間外の時間が、準備に係るものである場合にあつては当該準備のために施設等を使用しようとする時、後片付けに係るものである場合にあつては使用の許可を受けた施設の使用許可区分が終了する時

2 指定管理者は、前項の規定により施設等供用時間外使用許可申請書が

_____ときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めたものに対しては、その旨を_____通知するものとする。

(職員の立入り)

第17条 (略)

(書類の様式)

第18条 (略)

(雑則)

第19条 第5条の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においてはこれらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めたものに対しては、施設等供用時間外使用許可決定通知書により通知するものとする。

(職員の立入り)

第22条 (略)

(書類の様式)

第23条 (略)